

【別紙 1】 移管の諸条件

1 教育・保育に関すること

(1) 教育・保育計画について

ア 当該認定こども園における教育・保育内容については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「奈良市立こども園カリキュラム」に基づき、教育・保育に関する全体的な計画を作成し、実施すること。また、園児との信頼関係を十分に築き、よりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めること。

イ 神功こども園から継続して在園する園児については、在園途中に運営主体や職員が変わることなどの影響を考慮し、その影響が最小限となるよう、神功こども園の教育・保育に関する全体的な計画との継続性に配慮すること。

ウ 神功こども園の教育・保育を基本として引継ぎ、地域に根付いたこども園を目指すこと。また、保護者及び地域と連携しながら築上げてきた園運営を継承し、地域の理解を得て、更に発展させるよう努めること。

(2) 特別支援教育について

ア 障がい児等特別な支援を要する園児（医療的ケア児を含む）を受入れ、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮した教育・保育を実施すること。また、障がい児等の児童数、障がいの程度に応じて、職員を加配すること。

イ 移管前に神功こども園を利用していた障がい児等特別な支援を要する園児については、移管後も引き続き円滑に利用できるよう対応すること。

(3) 教育・保育の質の評価に関すること

ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 16 条に規定する特定教育・保育の質に関する評価については、関係者評価等を受審し、保育内容や教育・保育の質の向上に努めること。

イ 評価結果やその改善状況については、園のホームページ等に公表すること。

(4) 行事について

ア 神功こども園で実施していた年間行事については、引き続き実施することを基本とし、新たな行事を取り入れる等、移管後の行事内容については、三者協議会で協議すること。年間行事については、資料 1「神功こども園について」を参照すること。

イ 宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は原則行わないこと。ただし、クリスマス会など一般的な行事まで規制するものではなく、保護者の理解を得た上で実施すること。

2 地域・小学校等との関わりに関すること

(1) 小学校との連携や地域との関わりについて

神功こども園がこれまで実施してきた小学校との連携や地域との関わりを継続すること。詳細は、資料1「神功こども園について」を参照すること。

(2) 小規模保育事業との連携等について

現在、本市の市立園が担う、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業所の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成27年厚生労働省令第61号）第6条第1項第3号にある連携施設としての役割を担うこと。

(3) 一時預かり事業等の地域の子育て支援への取組について

ア 現在、神功こども園にて実施している子育て支援については、引き続き実施すること。

子育て支援の内容は、資料1「神功こども園について」を参照すること。

イ 地域の子育て支援として、非在園児の一時預かり事業（一般型）を実施すること。また、その他の取組として、認定こども園法第2条12項に規定する子育て支援事業の提案をすることも可能とする。

ウ こども誰でも通園制度の取り組みについて、本市では、令和8年度から本格実施していることから、本市が取り組む子育て支援施策について理解の上、今後、こども誰でも通園制度の実施に協力すること。

3 給食に関すること

給食については、次に定める事項を遵守するとともに、全園児に対して提供すること。

(1) 給食の提供は自園調理方式で行い、食育を推進すること。

(2) 国のガイドライン等に基づき、食事提供に係る衛生管理を徹底すること。

(3) 安全な食材を確保し、栄養士が作成する献立に基づき、主食を含み、麺類、おかず、おやつについて、季節感のあるものを適時・適温にて提供すること。

(4) 国のガイドライン等に基づき、健康状態やアレルギー食等への特別な配慮を行うこと。また、アレルギー対応については「奈良市立保育園・こども園食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、安全管理体制を確立した上で代替食及び除去食を提供すること。

(5) 食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物及びこれらを原料として加工された食品を積極的に使用するよう努めること。

(6) 給食費（2号認定児はおやつ代含む）については、市立園の水準を考慮した金額設定とするとともに、三者協議会を通じて保護者の理解を得ること。なお、移管後に物価高騰の影響によりやむを得ず、増額する場合であっても、さまざまな家庭状況を鑑みた金額設定とするとともに、保護者の理解を得ること。

4 その他保護者負担に関すること

- (1) 制服や物品などについて、原則として移管前から使用されている服や物品を使用することとし、二重の負担とならないように配慮すること。
- (2) 保育料については、本市が条例等で定める利用者負担額とすること。
- (3) 児童のケガ等に備えるため、現在、本市が加入している災害共済給付制度と同様の給付制度への加入を継続すること。
- (4) 上記以外の費用、延長保育料等については、市立園と同等の水準となるよう設定し、三者協議会を通じて保護者の理解を得ること。原則、新たなサービス等により、保護者負担が増額しないよう配慮すること。なお、移管後の保護者要望に基づく新たな費用負担を伴うサービスの導入や、物価高騰の影響によりやむを得ず運営諸費の負担増が発生する場合等であっても、さまざまな家庭状況を鑑みた金額設定とするとともに、保護者の理解を得ること。

5 職員に関すること

- (1) 園長は、認可幼稚園、認可保育所又は認定こども園のいずれかにおいて3年以上園長または幹部職員としての経験を有する者を専任かつ常勤で配置すること。
- (2) 主幹保育教諭は、認可幼稚園、認可保育所又は認定こども園のいずれかにおいて保育教諭等として通算10年以上の勤務経験を有する者を常勤で配置すること。
- (3) 以下の条件を満たせるよう努めること
 - ア 園長、主幹保育教諭（副園長を配置する場合は、副園長を含む）のうち、いずれか1名は、認可幼稚園にて幼稚園教諭として10年以上の勤務経験を有する者であること（幼稚園から移行した認定こども園における経験は含めるものとする）。
 - イ 園長、主幹保育教諭（副園長を配置する場合は、副園長を含む）のうち、いずれか1名は、認可保育所にて保育士として10年以上の勤務経験を有する者であること（認定こども園における経験は含めるものとする）。
- (4) 常勤職員については、経験及び年齢構成の均衡が図られた職員配置とすること。
- (5) 専任の看護師を常勤で配置すること。ただし、これにより難しい場合は、実務経験等を考慮した上で同等の体制を確保すること。
- (6) 医療的ケア児を受け入れる場合は、専任の常勤看護師等の休暇時においても、在園中に必要な支援を継続して提供できるよう、看護師資格を有する職員、または非常勤・派遣職員等のいずれかによる代替体制を確保すること。

また、現在、医療的ケア児が在籍していない場合であっても、入園希望があった際に速やかに受け入れができるよう、必要な体制を常時整えておくこと。

- (7) 園児の安心・継続した教育保育及び運営を行うため、神功こども園に勤務する非正規職員が移管後も引き続き就労を希望する場合は、その採用及び雇用条件等について最大限配慮すること。また、原則として採用した職員は移管後も継続して当該園で勤務すること。
- (8) 募集時に届出を行った園長予定者、主幹保育教諭予定者（副園長を配置する場合は副園長予定者含む。以下「園長等予定者」とする。）については、移管時点で確実に着任させるものとし、移管後1年間は他の園等への異動等を行わないこと。また、園長等予定者を除く移管前の引継ぎに参加した保育教諭予定者及び看護師予定者（以下「保育教諭予定者等」とする）についても、移管後継続して当該認定こども園に勤務し、職務に従事すること。やむを得ず、退職その他の理由により、園長等予定者又は移管前の引継ぎに参加した職員が移管後1年以内に継続して勤務できない事情が生じた場合は、速やかに変更案を提出し、本市と協議の上で承認を得るとともに、三者協議会に報告するなど、保護者の理解を得ること。
- (9) 奈良市立こども園カリキュラムへの理解を深め、それに基づいた教育・保育を引き継ぐことに加え、更なる教育・保育の質の向上のため、本市が主催する研修会に原則参加するとともに、内部職員研修を定期的に開催すること。
- (10) 令和8年12月に施行される「子ども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号））」に基づき、職員の採用および配置にあたっては、性犯罪歴の確認を含め、子どもを性暴力から守るための適切な措置を講じること。

6 保護者による任意団体に関すること

保護者による任意団体（以下「保護者会等」とする）の設置・運営の在り方について、現神功こども園保護者会の意思を可能な限り尊重すること。

7 その他の園運営・事業内容に関すること

(1) 苦情処理の仕組みについて

移管後の園の運営について、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置し、苦情解決処理の仕組みを整備すること。

(2) 保育サービスについて

園児の登降園管理に関するICTシステムの導入、紙おむつのサブスク（手ぶら登園）や使用済み紙おむつの自園処理及びコットベット（午睡用ベット）の継続使用を行うこと。

(3) 再生資源のリサイクルの取り組みについて

本市が推進する、園内での給食残渣等の再資源化施策に取り組むこと。また、園内での使用済み紙おむつの再資源化等、ごみ減量に向けた取り組みに協力すること。

(4) 損害賠償保険への加入について

園児の安全確保に万全を期すとともに、不測の事態による損害を確実に補償するため、損害賠償保険に加入すること。

8 移管準備に関すること

(1) 保護者説明会への出席

本市からの要請があれば、本市が開催する保護者説明会に、法人代表等責任をもって対応できる者を出席させること。

(2) 引継ぎについて

教育・保育内容の引継ぎについては、法人選定後に本市との間で締結する別紙5「奈良市立神功こども園移管前の運営等に関する覚書（案）」のほか、本市が別途提示する引継計画に基づき実施すること。

ア 引継従事者

- ・ 園長予定者・副園長予定者・主幹保育教諭予定者（以下「園長等予定者」とする）のほか、令和11年度から当該園で勤務する保育教諭予定者及び看護師予定者（以下「保育教諭予定者等」とする）とする。
- ・ 募集時に届出を行った園長等予定者については、移管時点で確実に着任させるものとし、移管後1年間は他の園等への異動等を行わないこと。また、移管前の引継ぎに参加した保育教諭予定者等についても、移管後継続して当該認定こども園に勤務し、職務に従事すること。やむを得ず、退職その他の理由により、園長等予定者又は移管前の引継ぎに参加した保育教諭予定者等が移管後1年以内に継続して勤務できない事情が生じた場合は、速やかに変更案を提出し、本市と協議の上で承認を得るとともに、三者協議会に報告するなど、保護者の理解を得ること。
- ・ 引継ぎに必要な人員は、法人において確保すること。

イ 引継ぎ方法

- ・ 引継期間は、令和10年4月1日から令和11年3月31日までとする。
- ・ 園長等予定者については、月4回程度、施設運営全般や園行事への参加、地域との交流等について引継ぎを行うこと。
- ・ 保育教諭予定者は、移管の3か月前から神功こども園における「共同保育」を開始し、本市の保育教諭との連携による保育補助および円滑な引継ぎを実施すること。

共同保育にあたっては、各学年の全てのクラスにおいて本市の保育教諭と法人の保育教諭予定者が共に保育を行う体制を原則とする。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、各学年1人以上の配置をもってこれに代えることができるものとする。

また、共同保育開始前の引継ぎ期間においても、行事への参加やクラス運営の観察を通じ、教育・保育内容の確実な承継に努めること。

- ・ 看護師予定者は、定期健診等への参加や、医療的ケア児が移管後も引き続き在園する場合は、その支援方法等を中心として引継ぎを行うよう努めること。

ウ 引継ぎ実施に係る経費

- ・ 引継ぎの実施に係る経費については、その一部を本市が定める範囲で補助する予定である。
- ・ 上記補助については、市議会において承認が必要なため、補助の内容もしくはその額を変更する場合がある。

(3) 三者協議会について

ア 設置の目的

神功こども園の民間移管に際して、保護者の意見を可能な限り反映し、園児への保育環境の変化に配慮したうえで、移管後の運営に関する諸事項について、協議する。

イ 構成

三者協議会は、保護者代表（在園児の保護者を代表する者）、移管先法人（理事長等の法人役員及び園長予定者）、本市で構成する。

ウ 協議事項

移管後の運営に関する諸事項について協議する。なお、三者協議会において合意した事項については、遵守しなければならない。

（主な協議事項）

行事を含む保育内容、食事の提供、本市が決定する保育料以外の保護者負担 等

エ 設置期間

移管先法人の選定後から移管までの間とする。ただし、設置期間終了後においても、三者のいずれか一者から議題の提示とともに要請があり、残る二者のうち一者以上がその議題につき適切である旨認めれば、三者協議会を開催できる。また、移管条件の履行状況や保育内容の継続性等、様々な事項について確認を行うことがある。

オ 開催場所

原則として神功こども園とする。

カ 主催

移管前は本市が、移管後は移管先法人が主催する。

(4) 法人が運営する施設等の見学

法人決定後、保護者から法人が運営する施設等の見学希望があれば応じること。

9 その他、移管後の取組への協力等に関すること

移管後には次の取組を行うこと。

- (1) 本市職員による訪問（巡回保育等）への協力
- (2) 三者協議会の開催
- (3) 保護者アンケートの実施への協力
- (4) 本市職員による元市職員へのヒアリング等への協力
- (5) 本市が行う移管後の検証への協力

【別紙２】 奈良市立神功こども園の民間移管に伴う 幼保連携型認定こども園設置に係る協定（案）

奈良市（以下「本市」という。）と□□法人〇〇（以下「移管先法人」という。）は、認定こども園法第２条第７項に基づき、設置する幼保連携型認定こども園（以下「当該認定こども園」という。）について、法に定めるもののほか必要な事項について協定を締結する。

〔 総 則 〕

- 移管先法人は当該認定こども園の運営にあたっては、次に定める事項を遵守して運営を行うこと。
 - （１）奈良市立神功こども園に関する募集要項に定められた各諸条件、及び関係法令等を遵守し適正に運営を図るとともに、本市ほか関係機関の指示、指導内容かつ本協定を遵守すること。
 - （２）園の運営にあたっては、国籍、信条、社会的身分、経済的状況、障がい等を理由に不当な取扱いをしないこと。
 - （３）移管先法人は、本市の教育・保育をよく理解し、本市が実施していた教育・保育内容等を考慮しながら、運営する当該認定こども園の子どもの健やかな成長に向け、更に発展させるよう努めること。
 - （４）認定こども園の運営にあたっては、認定こども園法、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び条例を遵守した運営及び教育・保育を行うこと。
 - （５）保護者をはじめ、地域の期待に応える魅力ある運営に努めること。

〔 名称及び所在地 〕

- 本協定に基づき設置する当該認定こども園の名称及び所在地は次のとおりとする。
 - （１）名称：神功こども園
 - （２）所在地：奈良市神功〇〇〇

〔 利用定員 〕

- 利用定員について

原則、利用定員の変更は認めない。ただし、園児数、その他社会情勢の変化により、利用定員を増減しようとするときは、あらかじめ本市と協議すること。

〔 教育・保育等に関する基本的事項 〕

- 教育・保育計画の作成について

当該認定こども園における教育・保育内容については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「奈良市立こども園カリキュラム」に基づき、教育・保育に関する全体的な

計画を作成し、実施すること。また、園児との信頼関係を十分築き、よりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めること。

● 特別支援教育について

特別支援教育のための園内支援体制を整備し、障がい児等特別な支援を要する園児、また、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のうちこども園での集団保育が可能であると主治医が認める児童（以下「医療的ケア児」とする）を受入れ、個別の指導計画や教育支援計画を作成し、特別支援教育を実施すること。

● 職員の配置について

- (1) 園長は、認可幼稚園、認可保育所又は認定こども園のいずれかにおいて3年以上園長または幹部職員としての経験を有するものを専任かつ常勤で配置すること。
- (2) 主幹保育教諭は、認可幼稚園、認可保育所又は認定こども園のいずれかにおいて保育教諭等として通算10年以上の勤務経験を有する者を常勤で配置すること。
- (3) 常勤職員については、経験及び年齢構成の均衡が図られた職員配置とすること
- (4) 障がい児等特別な支援を要する園児数、程度に応じて職員を加配すること。
- (5) 専任の看護師を常勤で配置すること。ただし、これにより難しい場合は、実務経験等を考慮した上で同等の体制を確保すること。
- (6) 医療的ケア児を受入れる場合は、専任の常勤看護師等の休暇時においても、在園中に必要な支援を継続して提供できるよう、看護師資格を有する職員、または非常勤・派遣職員等のいずれかによる代替体制を確保すること。また、現在、医療的ケア児が在籍していない場合であっても、入園希望があった際に速やかに受け入れができるよう、必要な体制を常時整えておくこと。
- (7) 募集時に届出を行った園長予定者、主幹保育教諭予定者（副園長を配置する場合は副園長予定者含む。以下「園長等予定者」とする。）については、移管時点で確実に着任させるものとし、移管後1年間は他の園等への異動等を行わないこと。また、園長等予定者を除く移管前の引継ぎに参加した保育教諭予定者及び看護師予定者（以下「保育教諭予定者等」とする）についても、移管後継続して当該認定こども園に勤務し、職務に従事すること。やむを得ず、退職その他の理由により、園長等予定者又は移管前の引継ぎに参加した職員が移管後1年以内に継続して勤務できない事情が生じた場合は、速やかに変更案を提出し、本市と協議の上で承認を得るとともに、三者協議会に報告するなど、保護者の理解を得ること。
- (8) 子ども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号））に基づき、職員の採用および配置にあたっては、性犯罪歴の確認を含め、子どもを性暴力から守るための適切な措置を講じること。

● 開園時間等について

移管後の保育時間については、下表の設定時間を最低限設けること。なお、教育・保育の共通時間は、午前 9 時から午後 2 時とすること。

【移管後の保育時間】

	1 号	2・3 号
開園時間	・月～金：7:00～19:00 ・土：7:30～18:30	
保育時間	・月～金：9:00～14:00	・月～土：7:30～18:30（標準時間） 8:30～16:30（短時間）
休園日	・土・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） ・夏期・冬期・春期休業日	・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
特別保育事業	・月～金：7:00～9:00 14:00～19:00	・月～金：7:00～7:30（標準時間） 7:00～8:30（短時間） 18:30～19:00（標準時間） 16:30～19:00（短時間）

● 給食及び食育について

給食については、次に定める事項を遵守するとともに、全園児に対して、給食を提供すること。

- （1）給食の提供は自園調理方式で行い、食育の推進を実施すること。
- （2）国のガイドライン等に基づき、食事提供に係る衛生管理を徹底すること。
- （3）安全な食材を確保し、栄養士が作成する献立に基づき、主食を含み、麺類、おかず、おやつについて、季節感のあるものを適時・適温にて提供すること。
- （4）国のガイドライン等に基づき、健康状態やアレルギー食等への特別な配慮を行うこと。また、アレルギー対応については「奈良市立保育園・こども園食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、安全体制を確立した上で除去食及び代替食を提供すること。
- （5）食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物及びこれらを原料として加工された食品を積極的に使用するよう努めること。
- （6）給食費（2 号認定児はおやつ代含む）については、市立園の水準を考慮した金額設定とするとともに、三者協議会を通じて保護者の理解を得ること。なお、移管後に物価高騰の影響によりやむを得ず、増額する場合であっても、さまざまな家庭状況を鑑みた金額設定とするとともに、保護者の理解を得ること。

●一時預かり事業等の地域の子育て支援への取組について

- (1) 現在、神功こども園が実施している子育て支援については、引き続き実施すること。
- (2) 地域の子育て支援として、非在園児の一時預かり事業（一般型）を実施すること。

● 行事について

神功こども園で実施していた年間行事については基本的に引き続いて実施すること。

● 小学校との連携について

神功こども園がこれまで実施してきた小学校等との連携については、小学校等の協力を得て、更に発展させるよう積極的に取り組むこと。

● 地域との連携について

神功こども園がこれまで培った地域との関わりを継承し、地域の理解を得て、更に発展させるよう積極的に取り組むこと。

● 職員の研修について

奈良市立こども園カリキュラムへの理解を深め、それに基づいた教育・保育を引き継ぐことに加え、更なる教育・保育の質の向上のため、本市が主催する研修会に原則参加するとともに、内部職員研修を定期的に行うこと。

● 苦情処理の仕組みについて

移管後の園の運営について、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置し、苦情解決処理の仕組みを整備すること。

● 保育サービスについて

園児の登降園管理に関する ICT システムの導入、紙おむつのサブスク（手ぶら登園）や使用済み紙おむつの自園処理及びコットベット（午睡用ベット）の継続使用を行うこと。

● 小規模保育事業との連携等について

現在、本市の市立園が担う、児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業所の、奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年奈良市条例第 36 号）第 7 条第 1 項第 3 号にある連携施設としての役割を担うこと。

[土地及び施設に関する基本的事項]

● 当該認定こども園に必要な土地及び施設の貸付け等については次のとおりとする。

- (1) 貸付料については、施設整備に必要な期間等を考慮し、移管前の施設整備等に係る期間及び初回の協定期間である 6 年間は無償貸付とし、その後は有償貸付とする。なお、

有償貸付における貸付料については、奈良市公有財産規則等に基づき算出する。また、減免を行う場合は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例等に基づき2分の1を限度に本市が決定するものとする。

- (2) 神功こども園で使用している物品で本市が提示するもののうち、法人が希望するものについて無償譲渡とする。
- (3) 賃借した土地及び譲渡を受けた物品については、原則、認定こども園の目的以外に使用しないこと。ただし、その目的以外に使用する場合は、本市と協議し、承認を得ること。

[協定期間]

- 協定期間については次のとおりとする。

- (1) 協定の期間は令和17年3月末とする。また、期間満了後は原則、協議を経た上で、協定を更新するものとする。
- (2) 土地の貸付契約が更新されなかった場合又は同契約が途中で解除された場合は、契約期間の末日又は解除日の前日を以て、本協定を解除する。

[協定に違反した場合等の措置]

- 協定に違反した等の場合の措置については、次のとおりとする。

- (1) 本市は、協定の履行等について必要があるときは、移管先法人に対し、次に掲げる事項を求めることができる。
 - ・ 必要と認める事項の報告
 - ・ 関係者への聞き取り
 - ・ 施設への立入り
 - ・ 設備、帳簿書類その他の物件の検査
- (2) 本市は、移管先法人が正当な理由なく本協定を履行していないと認めるときは、是正するよう催告することができる。
- (3) 本市は、移管先法人が前項の規定による催告に従わないときは、本協定に伴う土地の無償貸付契約、または賃料を減免した貸付契約の解除又は契約更新を行わないことができる。
- (4) 移管先法人は、前項の規定による契約の解除又は契約の更新が行われないことに起因して認定こども園の認可の取消又は廃止をされる場合において、当該取消又は廃止の日の前一箇月以内に教育及び保育等を受けていた者であって、当該取消又は廃止の日以後においても引き続き当該教育及び保育等に相当する教育及び保育等の提供を希望する者に対し、必要な教育及び保育等が継続的に提供されるよう、本市及び他の認定こども園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。
- (5) 移管先法人は、協定の終了に起因して認定こども園の認可の取消又は廃止申請をされる場合において、当該取消又は廃止の日の前一箇月以内に教育及び保育等を受けていた

者であって、当該取消又は廃止の日以後においても引き続き当該教育及び保育等に相当する教育及び保育等の提供を希望する者に対し、必要な教育及び保育等が継続的に提供されるよう、本市及び他の認定こども園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

[幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項]

● 保護者負担について

- (1) 保育料については、本市が条例等で定める利用者負担額とすること。
- (2) 児童のケガ等に備えるため、現在本市が加入している災害共済給付制度と同様の制度への加入を継続すること。
- (3) 上記以外の費用、延長保育料等については、市立園と同等の水準となるよう設定し、三者協議会を通じて保護者の理解を得ること。原則、新たなサービス等により、保護者負担が増額しないよう配慮すること。なお、移管後の保護者要望に基づく新たな費用負担を伴うサービスの導入や、物価高騰の影響によりやむを得ず運営諸費の負担増が発生する場合等であっても、さまざまな家庭状況を鑑みた金額設定とするとともに、保護者の理解を得ること。

● 1号認定の定員の取扱いについて

1号認定子どもの募集に関して、利用定員を上回る応募があることにより選考を行うときは、特別な事情がある場合を除き、ならやま小学校区の子どもを優先的に入園させること。また、1号認定子どもについては、原則、本市在住の子どものみの受入れとすること。

● その他移管後の取組への協力等について

移管後には、次の取組を行うこと。

- (1) 本市職員による園訪問（巡回保育等）への協力
- (2) 必要に応じた三者協議会の開催
- (3) 保護者アンケートの実施への協力
- (4) 本市職員による元市職員へのヒアリング等への協力
- (5) 本市が行う移管後の検証への協力

● 損害賠償

- (1) 移管先法人は本協定書の項目を履行しないために本市に損害を与えたとき並びに、本市又は移管先法人が本協定を解除することにより本市に損害が生じた場合において、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 移管先法人は第三者に損害をおよぼしたときは、その賠償の責めを負う。
- (3) 本協定を終了又は解除された場合において、本市は移管先法人に対し一切の補償をしないものとする。

● 裁判管轄

本協定書に関する訴えの管轄裁判所は、本市の事務所の所在地を管轄する奈良地方裁判所とする。

● 変更及び解除

本市又は移管先法人が本協定の内容の変更又は解除を申し出た場合は、本市と移管先法人が協議して、必要に応じて本協定の変更又は解除を行うものとする。

● 疑義等の決定

この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、本市と移管先法人が協議して定めるものとする。

【別紙３】移管先法人の選定方法及び選定基準

法人の選定は、本市が設置する「奈良市幼保施設運営事業者選定委員会」の審査に基づき行う。選定方法及び選定基準は次のとおりとする。なお、状況により審査を追加することがあるが、審査は非公開とする。

1 選定方法について

(1) 第一次審査（書類審査）

次項「2 選定基準について」記載の(1) 第一次審査に基づき、書類審査を行う。

※応募数が多数の場合は、第一次審査における上位者に対して現地調査および第二次審査を行う。

(2) 現地調査

法人が現に運営している認定こども園等の現地調査を行う。

※募集状況を鑑み、オンラインにて実施することがある。

※現地調査の際には、当該施設の概要等に関する資料提出及び現地での説明案内を求める。

(3) 第二次審査（ヒアリング審査）

選定基準に基づき、提案内容についてヒアリング審査を行う。なお、以下の方の出席を求める。

ア 法人理事長（担当理事又は責任者）

イ 園長予定者

ウ 副園長予定者（副園長を配置する場合）

エ 主幹保育教諭予定者

オ その他（法人の財務・その他、提案内容について責任をもって説明できる方）等

(4) 総合的な評価

ア 採点は、選定委員による個別採点方式により行う。

イ 第一次審査及び第二次審査の各選定委員の採点結果の合計点が高い法人より、第1位候補者、第2位候補者とする。

ウ 採点結果の合計点が180点未満の法人は選定しない。

エ 第1位の候補者に選定された移管先法人が、「募集要項」中、「10 応募資格」の要件を満たさなくなったとき、又は「11 失格及び取消事項」に該当すると認められる行為をしたことが判明した場合、第2位の候補者に選定された法人を選定します。

2 選定基準について

(1) 第一次審査（書類審査）

	大項目	配点		評価項目	様式	評価の視点
1	法人の状況	30	5	①法人の概要	3-1	法人規模等は適切か、移管予定施設に準じた施設の運営実績があるか。
				②法人の運営実績	3-2	
			5	③運営施設に対する評価等の状況	3-3	・任意評価を積極的に取り入れ、指摘事項の改善に努めているか。 ・監査等の指摘事項について適切に対応し、運営に反映しているか。
			5	⑤応募動機	3-5	移管予定施設が存する地域の特性等を踏まえたものか。
			10	⑥法人の経営状況	3-6	提案どおりの園運営を長期にわたって提供し続ける経済的な基盤・計画があるか。
2	全体計画	70	10	①基本理念	4-1	奈良市立こども園カリキュラムを踏まえた記載であるか。
			5	②開園日・開園時間と特別保育事業	4-2	・地域のニーズや保護者意見等を踏まえた提案であるか。 ・本市が提示する諸条件を満たした設定がなされているか
				③定員設定とその考え方	4-3	
			10	④職員確保と人材育成の考え方	4-4	職員確保体制や人材育成について、具体的な考え方はあるか。
			10	⑤保育教諭等の配置の考え方	4-5	認可基準を満たした上で、園児及び職員が安全かつ安心して過ごせる環境を確保できる考え方となっているか。
				⑥園長予定者等の履歴書	4-6	
			5	⑦収支予算計画書	4-7	提案に基づく保育内容が適切に公定価格等に反映されており、法人の財務規模を踏まえて無理のない計画であるか。
				⑧保育料以外の保護	4-8	・理念、志望動機、保育の考え方等と一貫性がある

			10	者負担		り、徴収の必要性及び意図が明確か。 ・市立園と同等の水準となっているか。
			20	⑨施設整備等	4-9	・教育・保育の提供と整合性が取れているか。 ・関係法令等を考慮した計画及び実施可能なスケジュールが策定されているか。 ・施設整備等の際、在園児及び地域住民の負担に配慮されているか。 ・施設整備計画（調整池・駐車場等含む）が安全確保に考慮した提案となっているか。
3	園 の 運 営	80	20	①教育・保育計画の概要	5-1	・奈良市立こども園カリキュラム等を踏まえたものとなっているか。 ・計画の実現にあたって移管後の園運営で配慮すべき考え方を有しているか。
			15	②支援を要する園児への配慮及びその保護者への対応	5-2	支援を要する園児及び保護者対応が十分か。
			5	③食育及び給食提供の考え方	5-3	食育に関する考え方を適切に具体化しているか。
			5	④安全対策・危機管理体制	5-4	安全対策や危機管理体制について、具体的な検討がなされているか。
			10	⑤小学校・地域との連携等及び子育て支援	5-5	神功こども園の保育環境及び地域の特性を理解するように努め、小学校・地域との連携やこれまでの関わりを踏まえた考え方となっているか。
			5	⑥保護者に対する支援	5-6	保護者に対する支援が可能となるような体制や考え方の検討がなされているか。
			20	⑦市立施設からの移管に関する提案	5-7	アンケート結果等を踏まえて配慮する取組や提案がなされているか。
合計		180	—	—	—	—

(2) 第二次審査（ヒアリング審査）

	項目	配点	評価の視点
1	法人の姿勢と財務状況について	20	・応募の動機、目的に説得力があるか ・新たな施設運営に必要な経営基盤を有しているか
2	公立園を引き継ぎ公私で連携することに対する理解と意欲について	20	・公立園を引き継ぎ、適切に連携を続けていくことに高い使命感を持っているか ・民間移管に向け円滑な取り組みが期待できるか
3	教育・保育の質及び実施体制について	20	・保育目標や保育内容は共感できるものであるとともに市立の教育・保育内容を理解し、その理念を適切に受け継ぐとともに、今後それを発展させていくことが期待できるか ・人材確保、人材育成に対する明確なビジョンがあるか
4	保護者の意向に対する理解と支援について	20	・移管に対する保護者の意向を踏まえた提案であるか ・保護者に対する積極的な支援が約束されているか
5	小学校や地域等との連携について	20	・神功こども園の保育環境及び地域の特性を理解するように努め、小学校や地域との連携を継続・発展させる意欲があるか ・地域の未就園児とその家庭に対する子育て支援が約束されているか
6	施設整備等の計画について	20	・施設整備計画と教育保育の考え方に一貫性があるか ・関係法令等を考慮した計画及び実施可能なスケジュールが策定されているか。 ・関係法令等を考慮した計画及び実施可能なスケジュールが策定されているか。 ・施設整備等の際、在園児及び地域住民の負担配慮がされているか。 ・施設整備計画（調整池・駐車場等含む）が安全確保に考慮した提案となっているか。
合 計		120	—

【別紙４】応募方法及び今後の主なスケジュール

1 応募方法

(1) 募集要項等の配布について

令和８年８月３１日から、本市ホームページにて、募集要項や応募書類その他資料等を配布する。

(2) 動画による募集要項の説明及び視聴後アンケートについて

本募集要項の内容について、動画による説明を実施する。応募を検討する法人は、以下の手順により視聴及びアンケート回答を行うこと。

ア 視聴方法

下記 URL よりアクセスし、説明動画を視聴すること。

<https://view.pip-maker.com/v/niau5>

イ アンケートの回答

動画視聴後、速やかに視聴後アンケート（電子申請）を回答すること。

<https://logoform.jp/form/p6et/1768533>

(3) 現地見学・保育見学会の開催について

移管対象施設の現状及び保育内容の理解を深めるため、現地見学・保育見学会を以下のとおり実施する。応募を検討する法人は原則参加すること。

ア 実施日時及び場所

令和８年１０月２日 午前１０時～

奈良市立神功こども園 （奈良市神功四丁目１３番地の１）

イ 申込方法

申込方法については、令和８年９月２５日 午後５時までに、「現地見学・保育見学会参加申込書」を電子メールにて子ども政策課「kodomoseisaku@city.nara.lg.jp」へ送付すること。後日、詳細な日時や留意事項等を記載した参加受付証を送付する。

ウ その他

やむを得ない理由により上記日程での参加が困難な法人に限り、個別に現地見学を実施することがある。参加を希望する場合は、電子メールにて子ども政策課へ相談すること。

※現地見学の際、応募条件等に関する質問は一切受け付けない。募集内容に関する質問がある場合は、次項「３ 応募に関する質問について」により行うこと。

(4) 応募に関する質問について

応募に関する質問は、令和８年１０月９日 午後５時までに、「質問書」を子ども政策課宛てに電子メールで送付すること。質問に対する回答は、令和８年１０月１５日までに本市ホームページに掲載する。質問に対する回答及び関連して掲載する内容は、本要項と同

等の効力をもつものとする。電話や来訪等口頭による質問は受け付けない。

(5) 応募書類に係る事前確認について

応募書類の形式上の不備、記載漏れ等を未然に防ぐため、希望する法人を対象に、応募書類の事前確認を実施する。

ア 実施期間

令和 8 年 10 月 19 日 ～ 23 日 午前 9 時～午前 11 時 午後 1 時～午後 3 時

イ 提出場所

奈良市子ども未来部 子ども政策課 中央棟 3 階
(奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号)

ウ 申込方法

令和 8 年 10 月 14 日午後 5 時までに、「応募書類に係る事前確認申込書」を電子メールにて子ども政策課へ送付すること。後日、日時等を記載した受付証を送付する。

エ 留意事項

- ・提出内容を説明できる者が持参し、対応すること。
- ・書類の照合及び確認に 1 時間程度の時間を要するため、確認終了予定時間に合わせて、再度来課すること。

(6) 応募書類の提出について

応募書類は、提出内容を説明できる者が持参すること。ただし、「(5) 応募書類に係る事前確認について」を実施した場合は、持参者を問わない。なお、応募書類一式に不備や不足がある場合は、受付できない。

ア 提出期間

・令和 8 年 10 月 28 日 ～ 30 日 午前 9 時～正午 午後 1 時～午後 3 時

イ 提出場所

奈良市子ども未来部 子ども政策課 中央棟 3 階
(奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号)

ウ 受付予約

令和 8 年 10 月 23 日午後 5 時までに、「受付予約票」を電子メールにて子ども政策課へ送付すること。

エ 留意事項

「(5) 応募書類に係る事前確認について」を実施していない場合、書類の照合及び確認に 1 時間程度の時間を要するため、確認終了予定時間に合わせて、再度来課すること。

(7) 応募書類について

ア 応募書類は、「【応募書類】様式 1 応募書類一覧表（兼チェックリスト）」のとお

りとする。様式の指定があるものについては、本市ホームページより様式をダウンロードすること。

イ 提出部数は、正本 1 部、副本 6 部とする。資料は 1 部ずつ A4 サイズのファイルに綴じるとともに、資料番号をラベル等で標示すること。

ウ 応募書類等の電子データを、提出日翌日までにメールにて提出すること。

(8) 応募に係る注意事項

ア 提出期間終了後の提出書類等の変更及び追加は、原則として認めない。また、提出書類等については、返却しない。

イ 本募集要項集及び別添資料は、応募の検討以外の目的で使用することを禁ずる。

ウ 本市が必要と認める場合、本公募に応募した事業者の名称及び提出書類等の内容（個人情報を除く。）を公表することがある。

エ 提出された書類の著作権は、それぞれの事業者に帰属する。ただし、本市は、事業者の決定等に必要な場合には、提出書類等の内容が無償で利用できるものとします。また、提出書類等については、返却しません。

オ 応募に必要な費用は、全て応募事業者の負担とする。

カ 応募を辞退する場合は、その旨を書面（辞退届等）により提出すること。

2 募集に関する主なスケジュール

	内 容	日 程
①	法人募集開始	令和 8 年 8 月 31 日
②	動画による募集要項の説明及び視聴後アンケート	令和 8 年 8 月 31 日～
③	現地見学・保育見学会【事前申込】	令和 8 年 10 月 2 日
④	応募に関する質問及び回答	・ 質問受付：令和 8 年 10 月 9 日 午後 5 時まで ・ 回答：令和 8 年 10 月 15 日
⑤	応募書類に係る事前確認【事前申込】	令和 8 年 10 月 19 日 ～ 23 日
⑥	応募書類受付【事前予約】	令和 8 年 10 月 28 日 ～30 日 ・ 9:00～12:00 13:00～15:00
⑦	第 1 次審査期間	令和 8 年 11 月
	現地調査	
	第 2 次審査期間	
⑧	移管先法人の決定・公表	令和 8 年 12 月

※ スケジュールについては募集要項公開時点のものであり、前後することがある。

※ 「⑥応募書類受付」の期間中に応募がない場合は、受付期間を延長することがある。

その際、必要に応じて「③現地見学・保育見学会」及び「⑤応募書類に係る事前確認」について実施することがある。

3 移管に関する主なスケジュール

①	保護者説明会(本市・法人共同)	令和 10 年 4 月
②	三者協議会の設置	令和 10 年 4 月
③	引継計画の作成	令和 10 年 3～4 月
④	引継ぎ開始	令和 10 年 4 月～
⑤	共同保育開始	令和 11 年 1 月～
⑥	協定の締結	令和 11 年 3 月
⑦	運営開始	令和 11 年 4 月
⑧	施設整備完了	令和 11 年 3 月を期限とする

【別紙5】奈良市立神功こども園移管前の運営等に関する覚書（案）

奈良市（以下「本市」という。）と、□□法人〇〇（以下「移管先法人」という。）は、令和11年4月1日をもって行う奈良市立神功こども園（「以下「当該こども園」という。）の移管について、円滑な移管を図るため、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、本市が移管先法人に移管する当該こども園の移管準備に関する事項を定めることを目的とする。

（移管に対する協調）

第2条 本市と移管先法人は、当該こども園の移管にあたって、園児の安定した保育を第一に考え、協調しながら誠意をもって対応し、円滑な移管を図る。

（移管内容の遵守）

第3条 移管先法人は、募集要項記載の事項及び応募における提案内容について遵守すること。また、移管先法人の理由によってその事項を変更することはできない。

（三者協議会）

第4条 移管先法人は、本市及び当該こども園保護者に対して、移管に伴う諸事項について令和11年3月31日までに協議し、理解を得なければならない。

2 前項の目的を達するため、移管先法人は、本市及び当該こども園保護者代表との間で三者協議会を開催しなければならない。

（引継ぎ）

第5条 当該こども園の移管に伴い、移管先法人への円滑な引継ぎを図るため、当該こども園の職員及び移管先法人が派遣する職員が協力し、教育・保育の内容等に関する事項を引継ぐ。

（1）引継期間

引継ぎの期間は令和10年4月1日から令和11年3月31日までの期間とする。

なお、令和11年1月から3月までの3か月間は、移管先法人が派遣する職員が当該こども園にて、当該こども園の職員と保育を合同で行う「共同保育」を実施する。

（2）安全注意義務

本市と移管先法人は当該こども園の移管に伴う引継ぎについて、在園児の安全に十分注意をし、事故のないように配慮しなければならない。

（3）方法

引継ぎは、本市が定める引継計画に基づき行う。移管先法人は、園長予定者、主幹保育教諭予定者（副園長を配置する場合は副園長予定者を含む）及び勤務予定保育教諭等を当該こども園に派遣し、引継ぎを実施する。また、引継ぎを受けた者については、移管後のこども園に配置すること。

(4) 報告

移管先法人は、毎月の状況について、その都度、引継記録書を作成し、翌月の10日までに本市に提出しなければならない。

(5) 経費

引継ぎにかかる経費として、本市が別途定める額を、本市から移管先法人に補助する場合がある。

(6) 個人情報等の取扱い

移管先法人は、引継ぎ等で入手した個人情報及びデータについて、奈良市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、適切な管理を行わなければならない。

(7) 職員

当該こども園園児の安定・継続した保育の引継ぎを行い、運営を行うため、当該こども園の非正規職員については、本人が希望する場合は、その採用及び雇用条件等について最大限配慮すること。また、採用した場合、原則移管後も継続して当該園で勤務すること。

(土地の貸付)

第6条 別紙1「移管に係る諸条件」に規定する新園舎建設予定地は、原則として貸付契約を交わすことにより、施設整備に係る調査またはその工期の始期日から移管先法人が運営を開始する前日までの期間は無償貸付とする。

(移管時における遵守事項等の確認)

第7条 本覚書に基づく引継ぎが完了し、当該こども園を移管先法人に移管するとき、遵守事項等を規定した「奈良市立神功こども園の民間移管に伴う幼保連携型認定こども園設置に係る協定書」を別途締結する。

(覚書の解除)

第8条 本市は、移管先法人が次の各号のいずれかに該当した場合、この覚書を解除することができる。

- (1) 引継期間において、円滑な移管が困難と判断され、かつ改善の余地がないと見込まれた場合。
- (2) 移管先法人がこの覚書を履行しない場合。
- (3) 正当な理由なく移管先法人が第4条に規定する合意形成を拒んだ場合。

(損害賠償)

第9条 移管先法人は、本覚書の項目を履行しないために本市に損害を与えたとき並びに、本市又は移管先法人が本覚書を解除することにより本市に損害が生じた場合において、その損害を弁償しなければならない。

2 本覚書を解除された場合において、本市は移管先法人に対し一切の補償をしないものとする。

(信義誠実の原則)

第 10 条 本市及び移管先法人は、信義誠実の原則に基づいて本覚書を履行するものとする。

(疑義等の決定)

第 11 条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、本市と移管先法人が協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 12 条 本覚書に関する訴えの管轄裁判所は、本市の事務所の所在地を管轄する奈良地方裁判所とする。

本覚書の締結を証するため、この覚書 2 通を作成し、それぞれに本市と移管先法人が記名押印して各自その 1 通を保有する。

令和〇〇年〇月〇日

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市

奈良市長

〇〇市〇〇町〇番〇号

□□法人 〇〇

理事長 〇〇 〇〇

【別紙6】土地使用貸借契約書（案）

貸付人 奈良市（以下「甲」という。）と借受人 □□法人〇〇（以下「乙」という。）とは、目的物件である甲所有の土地について、甲乙間で令和 年 月 日付で締結した奈良市立神功こども園の民間移管に伴う幼保連携型認定こども園設置に係る協定書（以下「協定書」という。）第〇条の規定に関し、次の条項により土地の使用貸借契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、乙に対し、甲が所有する本契約末尾物件目録1記載の土地（以下「本件土地」という。）を貸し付け、乙はそれを借り受ける。

（用途等）

第2条 乙は、本件土地を乙が協定書に基づき運営する幼保連携型認定こども園〇〇〇〇〇の敷地として使用するものとし、その他の用途に使用してはならない。但し、甲が他の用途に使用しても支障がないと認めた場合はこの限りではない。

（貸付期間）

第3条 本件土地の貸付期間は、令和11年4月1日から令和17年3月31日までの原則6年間とする。貸付期間満了後における本件土地の貸付については、甲及び乙は、満了日の少なくとも90日前までに協議を行い、有償による貸付契約として更新するものとする。

（貸付料）

第4条 甲は、乙に対し、無償で本件土地を貸し付けるものとする。

（権利の譲渡等及び転貸の禁止）

第5条 乙は、甲の事前の承諾を得ないで第三者に対し、本件土地の貸借権を譲渡し、又は本件土地を転貸してはならない。

（経費等の負担）

第6条 本件土地に係る維持管理その他の行為に要する経費は、すべて乙の負担とする。

（善管注意義務）

第7条 乙は、本件土地を善良なる管理者の注意を持って維持管理しなければならない。

（実地調査）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、本件土地の使用状況等に関して報告を求めることができるものとする。この場合において、乙は、報告を拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、甲が指定する職員に対し、本件土地の使用状況等について調査させることができるものとする。この場合において、乙は、調査を拒み、妨げ又は忌避してはならない。

（契約の解除）

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が本契約に定める条項に違反したとき
- (2) 乙が故意又は過失によって本件土地の全部又は一部を滅失し、又は毀損したとき
- (3) 乙が協定書の規定に違反し、かつ、甲が相当の期間を定めて催告しても、当該違反の状態が続いたとき
- (4) 甲が乙について幼保連携型認定こども園の認可を取り消したとき

2 前項の規定により本契約が解除された場合には、乙は甲に対して、甲の被った損害を賠償する。

3 前項の規定により本契約が解除された場合には、甲は乙に対して一切の補償をしないものとする。

(中途解約)

第10条 乙は、甲に対し、協定書第○条に基づき、協定を解除した場合は、書面による通知を行うことにより、本契約の期間満了前であっても、本契約の中途解約を申し入れることができる。

(土地の返還等)

第11条 乙は、本件土地の貸付期間が満了し、又は第9条乃至前条の規定により本契約が解除若しくは解約となった場合において、本件土地上の建物及びその付属設備その他本件土地の地上及び地中に設置された工作物の全てを自己の負担で収去し、本件の土地を更地の状態にして、甲に返還しなければならない。但し、甲においてその必要がないと認めた場合はその限りではない。

(協議事項)

第12条 本契約に定めのない事項、または、この契約に関し疑義が生じたときは、法令の定めるもののほか、甲・乙双方協議の上、決定するものとする。

(管轄裁判所)

第13条 本契約に関して甲・乙間に生じた一切の紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙が記名押印の上、各1通を保有する。

(末尾記載)

1. 物件目録1「土地の表示」

所 在	奈良市
地 番	
地 目	
地 積	m ²

令和〇〇年〇月〇日

甲 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長

乙 〇〇市〇〇町〇番〇号
□□法人 〇〇
理事長 〇〇 〇〇

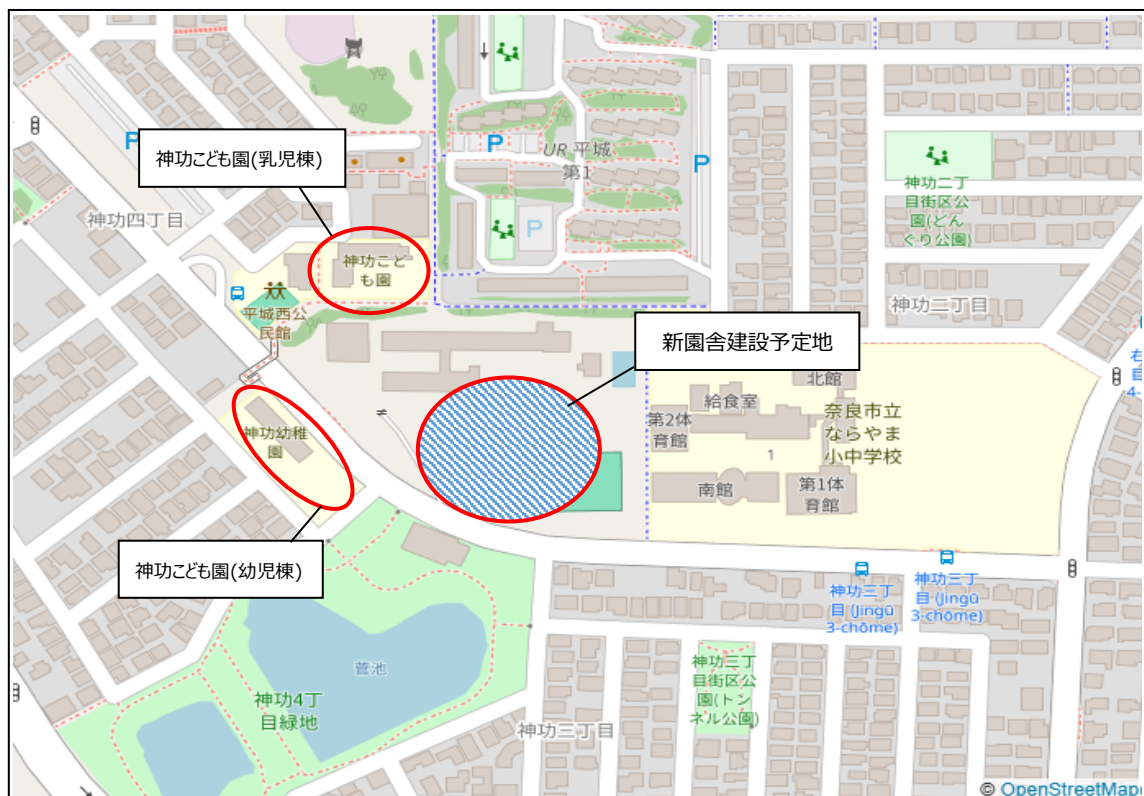
【別紙 7】施設整備に係る基本事項

施設整備については、以下の内容を遵守・留意のうえ実施すること。

1 神功こども園の概況について

	乳児棟	幼児棟	新園舎建設予定地
所在地番	神功四丁目 25 番 3	神功四丁目 13 番 1	神功二丁目 2 番 5 の一部 他
地積	2,534.65 m ²	4,235 m ²	約 4,593.39 m ²
地目	宅地	学校用地	学校用地
所有者	UR 都市機構	奈良市	奈良市
建物構造	RC 造 2 階建	RC 造 2 階建	—
延床面積	770.10 m ²	1,032.05 m ²	—

【位置図】



2 新園舎建設予定地及び建設時期について

- (1) 新園舎建設予定地を含む旧神功小学校跡地については、奈良市旧神功小学校跡地活用計画により、令和8年4月中旬より造成工事が進められ、令和9年6月下旬の工事完了を予定している。ついては、本市関係課等と新園舎建設のための必要な調整を行い、造成工事完了後から令和11年3月31日までに新園舎建設予定地を活用して新園舎を建設すること。ただし、やむを得ない事由により、期日までに新園舎の竣工が難しいと判明した際は、速やかに本市に報告するとともにその対応について本市と協議すること。
- (2) 新園舎建設予定地は、こども園の運営に供するために使用するものとし、原則としてこれ以外の目的に使用しないこと。
- (3) 新園舎建設予定地及び新園舎等の維持管理については、法人の負担により適切に行うこと。
- (4) 施設整備及び敷地活用等において、本要項に定めるもののほか本市から要請等があった場合は、本市と協議の上でその指示に従うこと。

3 雨水流出抑制施設（調整池）の設置について

- (1) 新園舎建設予定地においては、雨水流出抑制対策が必要となるため、本市関係課等と調整を行った上で雨水流出抑制施設（調整池）整備を行うこと。
- (2) 雨水流出抑制施設（調整池）の設置にあたっては、こども園と内接する施設であることを踏まえ、園児の安全性を十分に確保できる計画とすること。特に、転落・侵入防止対策、視認性及び維持管理性に配慮し、安全で安心な教育・保育環境の形成に資する提案を求める。

4 地域・保護者等への説明について

- (1) 施設整備及びその過程においては園の運営及び在園児の保育への影響が最小限になるよう十分に配慮すること。また、新園舎建設予定地東側敷地は、ならやま小・中学校サブグラウンドとして利用されていることから、児童等の安全確保に十分配慮すること。
- (2) 騒音や周辺道路の交通量等の環境面に十分配慮した施工計画を策定すること。また、施工計画確定前かつ工事着手に先立ち、速やかに近隣住民に対して説明等を実施すること。調整や紛争が生じた場合は、法人の責任において解決すること。
- (3) 施設整備の具体的な工期等については、三者協議会において十分な説明を行うこと。また、工事内容や工期に変更があった場合も十分な説明を行い、理解を得ること。

5 その他留意事項について

- (1) 1,500 m²以上の面積を有する園庭を一つ以上確保すること。
- (2) 新園舎建設予定地において、児童送迎のための駐車場を20台以上確保すること。また、混雑時における駐車場内外での滞留を防ぐ措置を図ること。
- (3) 新園舎建設予定地において防火水槽が設置されており、こども園の運営開始後も引き続き、周辺の防火設備として必要であるため、取り扱いについては消防当局に確認した上で施設整備計画を提案すること。
- (4) 本市関係課等との連絡調整を行う担当者を定め、施設整備計画に関する進捗状況の報告を適宜行うこと。
- (5) 施設整備の検討及び実施においては、建築基準法等の関係法令及び通知、本市の各要綱等を遵守し、関係各課等に十分確認すること。
- (6) 施設整備に係る提案については、全て法人の負担により行うこと。ただし、提案の内容・実施時期等によっては補助金の交付対象となる場合がある。
- (7) 応募の際に、法人が提案した施設整備等については、原則実施すること。
- (8) 実施設計、工事内容、スケジュール、安全対策等あらかじめ本市と協議し、本市から指導があった場合はそれに従うこと。

6 施設整備に関する補助について

※以下の補助内容は、令和8年度の国から示されている内容であり、令和9年度以降は、国等の制度内容や通知、本市の財政事情等により、変更が生じる場合があるため、留意すること。

(1) 補助制度

就学前教育・保育施設整備交付金

(2) 補助対象経費

施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）並びに実施設計に要する経費等。なお、次に掲げる費用については対象外とする。

- ・土地の買収及び土地造成に関する費用
- ・職員の宿舎に要する費用
- ・その他施設整備費として適当と認められない費用

(3) 補助基準額

本体工事費 ＋ 設計料加算 ＋ 開設準備加算 等

(4) 補助金交付額

補助金交付額は、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と(2) 補助対象経費を比較して少ない方の額に国の負担率(令和8年度:2分の1)を乗じた額と

(3) 補助基準額を比較して、いずれか少ない方の額を補助基本額(千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とし、補助基本額に本市の負担率4分の1(令和8年度)を乗じて得た額をこれに加算して得た額(千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし、実際の補助金交付額は、市の予算の範囲内において、国の交付決定額に基づいた金額が交付される。

(5) 補助金の参考値

本公募における施設整備補助費について以下のとおり示す。なお、最終的な給付額は応募内容、申請書類の審査結果及び予算の状況に基づき決定する。

負担割合の基本: 国 1/2、奈良市 1/4、応募法人 1/4

算定ルール: 就学前教育・保育施設整備交付金要綱に示される「交付基準額表」に基づき算出した基準額、または「実際の工事費」のいずれか低い方を適用

基準額に基づく補助金参考値: 490,770 千円

備考: 上記参考値は本体工事(都市部)及び設計料加算のみを含んだものであり、補助額の目安であることに留意すること。なお、最終的な交付額は申請審査・交付決定により確定し、市の予算の範囲内において交付する。

(6) 補助金の交付時期

施設整備工事が終了後、実績報告等の所定の手続きが終了した後に交付する。

(7) その他

- ・工事業者は本市の契約手続きに準拠した方法により入札で決定すること。
- ・補助対象経費として計上する実施設計、工事契約は、国の補助内示後に締結する必要がある。
- ・幼保連携型認定こども園を廃止した場合や備品を処分した場合は、運営した期間に応じて補助金の返還が生じることがある。